

J A 会津よつば 行動計画（女性活躍推進法）

（策定日 令和 5 年 4 月 1 日）

女性活躍推進法に基づき、個性と能力を十分に発揮し、女性の活躍できる職場づくりと長時間労働を是正し働きやすい職場の実現に向け、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

2. 内 容

目標 1 令和 8 年迄に、所定外労働時間 1 0 % の削減を目指す。

- 〈対策〉 ①毎週水曜日ノ一残業デーの実効性確保を促し、段階的・年次的な所定外労働の削減を行う。
- ②職員全体研修会等を通じた意識の啓蒙と職場環境の改善を行う。

目標 2 管理職に占める女性職員の割合を 1 0 % 以上にする。

- 〈対策〉 ①女性職員の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリングを行う。
- ②昇進・昇格の評価基準と運用等の周知を行う。